

令和7年12月8日
港区社会福祉協議会

権利擁護センター サポートみなどの取組（成年後見制度利用促進事業以外）

1 福祉サービス利用援助事業

「地域福祉権利擁護事業」
「日常生活自立支援事業」とも言います

(1) サービス内容

「福祉サービスの利用援助」を基本に、
郵便物の確認、日常的な範囲の支払い等のお手伝い
現金の払い戻しについての同行・代行・代理
通帳等大事な書類のお預かり などを職員が実施（月1回程度）



重要なポイント

『日常的な金銭管理』 『在宅生活』 『本人の利用意思』

※ご本人に必要な状況などを加味し、ご本人のご要望を確認しながら支援する内容や、

お手伝いできる通帳をあらかじめ限定し、支援計画に定めて支援します。

※契約内容の範囲での支援を、ご本人の意向を確認しながら行うサービスです。

※契約内容を変える時や、契約を辞める時もご本人の意思確認が必要になります。

※月1回程度、社協職員（登録型生活支援員含む）が訪問し支援します。

※解約する時は、ご本人が困らない状況を確認する必要があります。

（解約理由：死亡、施設入所、後見人選任 等）

(2) 契約者数（令和7年10月末）

	認知	知的	精神	その他	高齢	障害	合計
契約人数	67	3	15	3	1	1	90
内、生活保護	18	1	11	3	1	0	34

(3) 課題

- ・利用者の急増
- ・浪費や介護サービス利用料の支払いが滞るなどの課題があるが、利用意思がない人の支援
- ・登録型生活支援員の活用

2 法人後見事業

港社協の特性を生かした支援が必要なケースを、法人として受任しています。

具体的には、「家族支援等複合的な課題等があるケース」「本人との関係構築が困難であるなど、頻繁な対応が必要なケース」「長期にわたり継続的な方針のもとに支援が必要なケース」等です。 （※別紙の「法人後見受任対象者の要件 運用基準」のとおり）

（1）法人後見相談対応

令和7年度相談対応件数 132件（延べ件数）※令和7年10月末現在

（2）受任状況

法人後見受任	(件)
令和7年10月末現在受任件数	4
令和7年度新規受任件数	0
令和7年度終了件数	0
総受任件数（累計）	9

区民後見人受任案件の監督受任	(件)
令和7年10月末現在受任件数	9
令和7年度新規受任件数	0
令和7年度終了件数	0
総受任件数（累計）	20

（3）課題

- ・法人後見は、支援内容の重いケースが増え、支援に多くの時間を要している。
(多くのケースを受任することは難しい)

3 あんしん未来・終活サポート事業

「終活相談窓口」「港区エンディングプラン登録事業（区委託事業）」「入院時サポート事業」の3つを令和7年10月に開始しました。

（1）終活相談窓口

それぞれの状況に合わせた終活に関する相談に応じます。また必要に応じて専門職や関係機関につなぎます。

相談 10件（令和7年11月21日時点）

（2）エンディングプラン登録事業

終活情報を登録し、指定した開示先からの紹介に基づき登録者の情報を開示します。

相談 26件、登録2人（令和7年11月21日時点）

エンディングプラン登録事業説明会 各地区開催（計220名参加予定）

（3）入院時サポート事業

身寄りのない高齢者等が急な入院を余儀なくされた場合に、病院からの連絡により、入院費等の支払い支援等を行います。

相談 14件、利用2人（令和7年11月21日時点）

（4）今後の取組

令和8年2月頃、関係者連絡会を開催し、状況報告や課題を共有する予定

**社会福祉法人港区社会福祉協議会
法人後見受任対象者の要件 運用基準**

要綱第4条 ※各号いずれにも該当		基準等
(1)	港区在住者かつ成年である	原則、港区に住民登録があり、港区または隣接区に現住しているケース。ただし、港区に住民登録がないが港区に現住しているケースについても事情を考慮し対象とすることができます。 (隣接区とは、千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、目黒区、品川区、江東区)
(2)	法律的、経済的等における専門的対応が必要ない	訴訟等が係争中であったり、多額の負債・有価証券等管理財産が複雑であったり、専門職が後見人等として対応した方が良いケースは除く。
(3)	社協の持つ専門性や継続性、ネットワーク機能を生かした支援が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・家族支援等複合的な課題等があるケース ・本人との関係構築が困難であるなど、頻繁な対応が必要なケース ・長期にわたり継続的な方針のもとに支援が必要なケース
(4)	①～④のいずれかに該当 ① 区長申立てケース ② 総合的な福祉サービス利用援助事業利用者 ③ 区民後見人への引継ぎが可能 ④ 本会会長が特に認める	④本会会長が特に認める例 <ul style="list-style-type: none"> ・他の専門職等で候補者が見つからないケース ・本会で実施する総合的な福祉サービス利用援助事業以外の事業等で本会との関わりが強いケース等

法人後見等候補者の決定 運用基準

要綱第5条		基準等
<ul style="list-style-type: none"> ・本会との利益相反がない ・本会の受任能力及び体制等について運営委員会における審議等を経たうえで、本会会長が総合的に判断 		法人後見と法人後見監督あわせて、概ね職員1人につき6件程度を目安とする（令和4年度検討）。